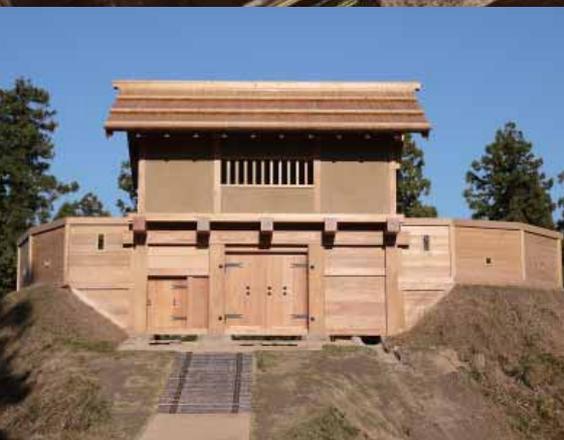


高崎市文化財保存活用地域計画【概要版】

東国屈指の歴史文化資産を誇るまち、高崎

その歴史文化資産の価値・魅力を知り、広め、未来へ繋げる



計画作成の背景と目的

高崎市は、平成18年（2006）から平成21年（2009）にかけての、高崎市・倉渚村・箕郷町・群馬町・新町・榛名町・吉井町の市町村合併により、群馬県内の市町村で2番目に広い市域を有することとなりました。合併した各地域はシンボルとなる文化財を保有しており、現在の高崎は様々な歴史文化をもつ、極めて恵まれた地域といえます。

一方で、各地域の特色ある文化財を数多く取り込んだことで、国や県、市によって指定や登録の措置が図られている文化財は多岐にわたり、それらの適切な保存・活用のさらなる推進が求められるようになってきました。

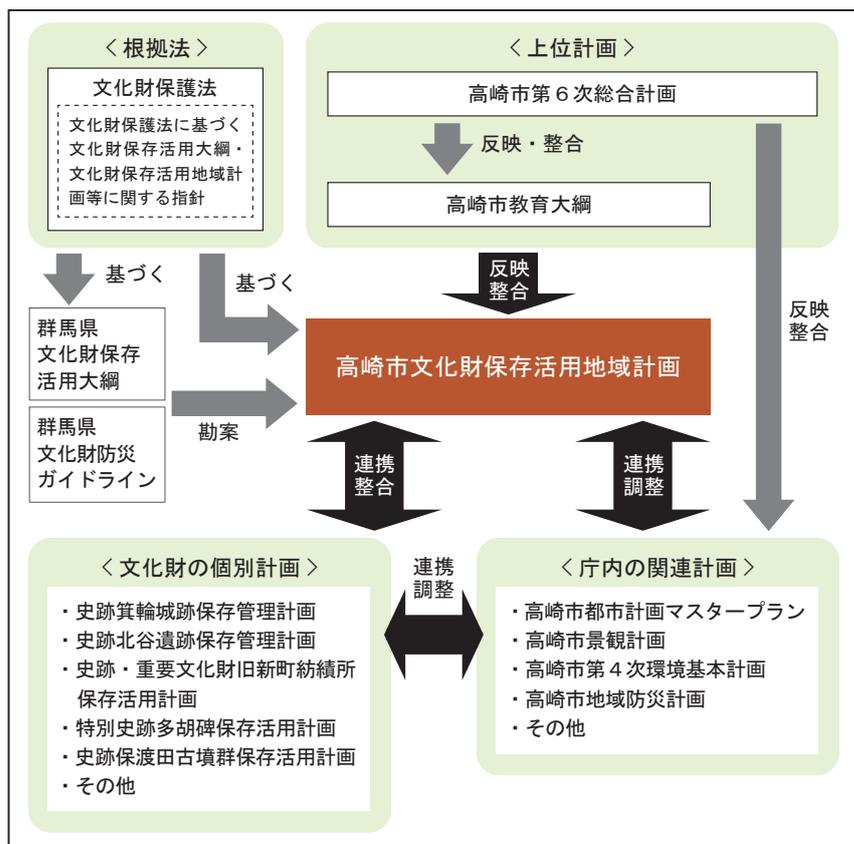
このような背景を踏まえ、本市では市域に所在する未指定を含めた歴史文化資産を総合的に把握した上で、高崎の歴史文化の魅力を価値づけするとともに、文化財に対する人々の理解を深め、後世に永く継承していくための施策・事業を展開していくために「高崎市文化財保存活用地域計画」（以下、「地域計画」という。）を作成することとしました。

地域計画の位置づけと計画期間

地域計画は、文化財保護法第183条の3（文化財保存活用地域計画の認定）に基づき、高崎市における多様な文化財の保存・活用を進めるための総合的な計画として作成しました。

地域計画は文化財の保存・活用に関する基本計画（マスタープラン）であるとともに、計画期間の中で実施すべき行動計画（アクションプラン）としての役割も担います。

地域計画は、令和6（2024）から15年度（2033）までの10年間を計画期間とします。



地域計画における文化財の定義

高崎の歴史文化は「指定等文化財」「未指定文化財」が相互に関係し、自然や社会など周辺環境と密接に関わり合うことで形成されています。

地域計画ではこれらを総称して「歴史文化資産」とします。

| | | |
|-----------------------------|---------|--|
| 「歴史文化資産」 | | |
| 指定等・未指定に関わらず、高崎の歴史文化を形成するもの | | |
| 文化財保護法が対象とする文化財 | | |
| 第2条による6類型の文化財 | 有形文化財 | <建造物> <美術工芸品> 絵画/彫刻/工芸品/書跡/典籍/古文書/考古資料/歴史資料 等 |
| | 無形文化財 | 演劇/音楽/工芸技術 等 |
| | 民俗文化財 | <有形>無形の民俗文化財に用いられる衣服・器具・家具 等 <無形>衣食住・生業・信仰・年中行事に関する風俗慣習・民俗芸能・民俗技術 等 |
| | 記念物 | <遺跡>貝塚/古墳/都城跡/旧宅 等 <名勝地>庭園/橋梁/峡谷/海浜/山岳 等 <動物・植物・地質鉱物> |
| | 文化的景観 | 地域における人々の生活・生業・風土により形成された景勝地（棚田、里山等） |
| | 伝統的建造物群 | 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群（宿場町、城下町、農漁村等） |
| | 保存技術 | 文化財の保存に必要な材料や用具の製作・修理・修復の技術 等 |
| | 埋蔵文化財 | 主に遺跡など土地に埋蔵されている文化財 |

2 高崎市の概要

【面積】 459.16 km²

【人口】 約 36.7 万人

- ◆高崎市は、関東平野が台地から丘陵へと移り変わる地域にあたり、南東部は平坦地形である一方、北西部はゆるやかな丘陵地形や自然豊かな山々に囲まれた山間地形を有し、市域の中でも変化に富んだ自然地形をみることができます。
- ◆古代から近世・近代を通じて交通の要衝で、陸の道、川の道を介して「人」「もの」「情報」「文化」が繋がる結節点、東国屈指の交流拠点として発展してきました。
- ◆多くの鉄道や幹線道路が通り、北関東の交通の要衝としてのはたらきをしています。高崎駅を中心とした中心市街地には、商業・業務をはじめとし、観光・コンベンション、文化芸術、医療・福祉などが集積して、広域交流拠点となっています。



3 高崎市の歴史文化資産の概要

指定等文化財

高崎市の指定等文化財は、令和5年9月現在で国指定25件、県指定53件、市指定325件、国登録22件の計425件あります。



石上寺の石造物群



神保古墳群

未指定文化財

未指定文化財の抽出は、主に合併前の旧市町村が発行した文化財を紹介する発行物を中心に行い、件数は1,078件を数えます。現段階では反映できていない発行物もあると考えられ、件数はさらに増えると思われます。

指定等文化財一覧表 (R5.9月現在)

| 類型 | | 国指定 | 県指定 | 市指定 | 国登録 | 合計 | |
|---------|------------|------|-----|-----|-----|-----|----|
| 有形文化財 | 建造物 | 建造物 | 2 | 3 | 25 | 22 | 52 |
| | | 石造物 | 0 | 0 | 24 | 0 | 24 |
| | 美術工芸品 | 絵画 | 2 | 3 | 4 | 0 | 9 |
| | | 彫刻 | 0 | 3 | 33 | 0 | 36 |
| | | 工芸品 | 0 | 11 | 17 | 0 | 28 |
| | | 書跡 | 0 | 3 | 6 | 0 | 9 |
| | | 典籍 | 0 | 0 | 5 | 0 | 5 |
| | | 古文書 | 0 | 4 | 15 | 0 | 19 |
| | | 考古資料 | 5 | 4 | 15 | 0 | 24 |
| | | 歴史資料 | 0 | 2 | 6 | 0 | 8 |
| 無形文化財 | | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | |
| 民俗文化財 | 有形の民俗文化財 | 1 | 1 | 35 | 0 | 37 | |
| | 無形の民俗文化財 | 0 | 1 | 28 | 0 | 29 | |
| 記念物 | 遺跡 | 14 | 12 | 92 | 0 | 118 | |
| | 名勝地 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | |
| | 動物・植物・地質鉱物 | 1 | 6 | 18 | 0 | 25 | |
| 文化的景観 | | 0 | - | - | - | 0 | |
| 伝統的建造物群 | | 0 | 0 | - | - | 0 | |
| 合計 | | 25 | 53 | 325 | 22 | 425 | |

4

高崎市の歴史文化の特性

山と川に育まれ、交通によって発展してきた本市の歴史文化の特性を、地理的・自然的・社会的・歴史的な特性と歴史文化資産の様相を踏まえて分類すると、以下の六つの代表的な特性があげられます。

| |
|---|
| <p>(1) 交通と伝承の歴史文化 ～交通の要衝を舞台に展開する物語～ 古代から幕末、近現代に至るまで語り継がれる様々な物語は、当地の交通の要衝を舞台に展開している。</p> |
| <p>(2) 大地の歴史文化 ～大地と石に遺された東国文化先進地の証～ 当地の人々は畿内や大陸の情報に一早く触れ、先進技術や文字文化、仏教文化を導入するなど、先進性を有していた記憶が、大地や石に遺されている。</p> |
| <p>(3) まちの歴史文化 ～変容する商都 軍都から音楽のあるまち高崎へ～ 高崎のまちは、江戸時代から商都として賑わい、一時は軍都としての変遷を経て、「音楽のあるまち高崎」として当地の文化芸術を市内外へ発信している。</p> |
| <p>(4) 蚕糸にまつわる歴史文化 ～絹と蚕とともに栄える暮らしと産業～ 古くから絹と蚕が常に身近にあり、それらが暮らしに密接に関わり合い、それらに関連する独自の風習や民俗などがあつた。また、それらは当地の近代化、産業化を進めた。</p> |
| <p>(5) 山と信仰の歴史文化 ～榛名山への畏敬の念～ 高崎には榛名山から受けてきた「陰」と「陽」があり、榛名山は現在も多くの人々が大切に想う山である。</p> |
| <p>(6) 水と生業の歴史文化 ～山から都市へ川がつなぐ高崎の生業～ 川は山と都市をつなぎ、川を流れる水はヤマの草木を育て、ムラの田畑を潤し、マチの動力として利用され、人々の生活をえつづけてきた。</p> |



基本理念

地域計画の基本理念（計画の根本に据える目標）を次のとおり定めます。

「東国屈指の歴史文化資産を誇るまち、高崎」 その歴史文化資産の価値・魅力を知り、広め、未来へ繋げる

基本理念の実現のために四つ基本方針を定め、それに対する課題、課題に対応する方針、行う事業（措置）を示します。

| 基本方針 | I 調査研究の基本方針 「歴史文化資産の総合的な把握と研究」 | II 保存管理の基本方針 「歴史文化資産の適切な保護」 | III 整備活用の基本方針 「幅広い層が歴史文化資産の価値や魅力に触れられる事業の推進」 | IV 推進体制の基本方針 「歴史文化資産を継承していくための仕組みづくり」 |
|------|--|--|--|---|
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ○市町村合併によって行政範囲が拡大したことにより、歴史文化資産の把握が不十分になっている。 ○指定等に向けた動きを進めても申し分ない歴史文化資産が未指定のままであるため、その研究を進めていく必要がある。 <p style="text-align: right;">など</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○歴史文化資産の異変等に迅速に対応するため、所在・現状確認等を進める必要がある。 ○様々な歴史文化資産を保存管理する施設の老朽化や容量・収容力の限界が近づき、適切な運用ができなくなってきた。 <p style="text-align: right;">など</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○情報発信や活用の方法が限定的であり、歴史文化資産の価値や魅力が十分に伝えられていない。 ○施設の老朽化や、景観を損ねている自然環境の整備の遅れ、案内看板などの未設置・未更新など、誰にでも利用・活用がしやすい環境が整っていない様子が顕在化している。 <p style="text-align: right;">など</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○関係各課や学校、関連団体や市民等との連携・協力体制をより一層強化・拡充し、それを円滑に運用していくための仕組みを構築する必要がある。 ○高崎の歴史文化資産の価値や魅力を、広めていく人材が一部に限られている。 <p style="text-align: right;">など</p> |
| 方針 | <ul style="list-style-type: none"> ○歴史文化資産の新たな掘り起こしを進める。 ○未指定文化財の把握と研究を進める <p style="text-align: right;">など</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○歴史文化資産の計画的な所在・現状確認等を進める。 ○適切な保存管理をするために、収蔵施設等を充実させていく。 <p style="text-align: right;">など</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○「東国屈指の歴史文化資産を誇るまち」の魅力を、多種多様な方法で広く効果的に伝えていく。 ○多くの人にとって利用や活用しやすい環境を整えていく。 <p style="text-align: right;">など</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○関係各課や学校、関連団体や市民等と協働し、地域総がかりの歴史文化資産の保存活用体制の構築を進める。 ○「東国屈指の歴史文化資産を誇るまち」に、多方面から関わる人材の育成を図る。 <p style="text-align: right;">など</p> |
| 措置の例 | <p>I-5 歴史文化資産の掘り起こし</p> <p>地域総がかりで、各地域・各分野の歴史文化資産の新たな掘り起こしを進める。</p> <p>■取組体制：行政（文）（関） 専門、団体、市民</p> <p>■実施期間：R6～15</p>  | <p>II-7 所在・現状確認</p> <p>群馬県や関連団体、市民と連携し、定期的な所在・現状確認を行う。</p> <p>■取組体制：行政（文）（関） 団体、市民</p> <p>■実施期間：R6～15</p>  | <p>III-8 情報発信</p> <p>広報課等と連携し、市のSNSやホームページ、観光アプリや動画等で歴史文化資産・関連文化財群等のPRをする。</p> <p>■取組体制：行政（文）（関）</p> <p>■実施期間：R6～15</p>  | <p>IV-13 教育機関との連携・協力体制の強化</p> <p>学校や公民館、図書館などの教育機関との連携・協力体制を強化する。</p> <p>■取組体制：行政（文）（関）</p> <p>■実施期間：R6～15</p>  |
| 措置の例 | <p>I-12 未指定文化財の研究</p> <p>指定等文化財と関連する未指定文化財を研究し、指定等の候補となり得るか検討していく。</p> <p>■取組体制：行政（文）、専門</p> <p>■実施期間：R6～15</p>  | <p>II-17 収蔵施設の修繕・修理</p> <p>出土品等の適切な保存管理のため、収蔵施設の修繕・修理を進める。</p> <p>■取組体制：行政（文）、団体</p> <p>■実施期間：R6～15</p>  | <p>III-34 説明看板の新設・更新・修繕</p> <p>指定等文化財の説明看板の更新や修繕を進めるとともに、未指定文化財等の説明看板等の新設を進める。</p> <p>■取組体制：行政（文）（関）</p> <p>■実施期間：R6～15</p>  | <p>IV-18 市民力の活用</p> <p>市民の知識や経験が発揮される場を整える。</p> <p>■取組体制：行政（文）、専門、市民</p> <p>■実施期間：R6～15</p>  |

※取組体制

- ◆行政（文）・・・文化財保護課 ◆行政（関）・・・国、群馬県、関係各課、周辺の市町村、学校、図書館、公民館など
- ◆専門・・・文化財調査委員、大学の専門機関、地域の有識者など ◆団体・・・民間活動団体、各種団体、地域計画協議会、企業など
- ◆市民・・・住民、所有者・管理者など

関連文化財群とは

- 指定・登録・未指定に関わらず多種多様な有形・無形の歴史文化資産を、歴史文化に基づく関連性・ストーリーによって一定のまとまりとして捉えたものです。
- 関連文化財群は地域の歴史的・地理的な関連性に基づき設定されますが、必ずしも連続した空間性や区域を伴うとは限りません。

1 古代東国文化の —大研究フィールド —噴火で埋もれた遺跡群—

噴火に埋もれた古代の先進的な社会。東国屈指の数と質を誇る遺跡から、首長の権威や人々の生活を知る。

措置の例

- 保渡田古墳群の修繕・修理等



保渡田古墳群

2 地域で守る世界の記憶 —三家の絆と多胡の郡家—

母への想い、建郡の誇り、一族の絆を記録した古代の石碑。地域で守り、世界へ伝えていく。

措置の例

- ボランティア活動の意義や成果の周知



上野三碑（山上碑・多胡碑・金井沢碑）

3 東国屈指の「国の華」 —仏教の伝播と 上野国の国分僧寺・国分尼寺—

上野国の国分僧寺と国分尼寺。先人の対外交流の歴史を礎に造られた「国の華」の魅力に迫る。

措置の例

- 上野国分寺跡に関連する行政機関との連携



上野国分寺跡

4 難攻不落の名城 —戦国の乱世と高崎の幕開け—

「高崎」誕生の前夜。この地に集い、この地で戦った後世に名を残す英雄たちの歴史を知る。

措置の例

- 歴史紹介動画「箕輪城から高崎城へ」の活用



箕輪城跡

5 古来より続く要衝の地 —陸と河川の交通網—

「人」「もの」「情報」「文化」が交流する要衝の地。「お江戸見たけりゃ」とうたわれたまちの面影を辿る。

措置の例

- 風化や滅失の予防



上豊岡の茶屋本陣

6 近代化と文化芸術の発展 —歩み続けるまち、高崎—

近代以降の都市の変容と文化芸術の発展。高崎市民が培ってきた豊かさの軌跡を巡る。

措置の例

- 関連文化財群6に関連する歴史文化資産の調査研究



小栗上野介忠順終焉の地

7 受け継がれる高崎の絹遺産 —お蚕さまの恵み—

高崎の発展を支えた「お蚕さま」。ともに受け継がれてきた文化・風習に、焦点を当てる。

措置の例

- 高崎の絹遺産の掘り起こし



柏木沢の蚕影碑

8 世代をつなぐ祈りの歴史 —榛名山・雨乞いと豊穰の喜び—

人々が崇め、畏れ、そして集った山。各地に遺る祈りの歴史を紐解いていく。

措置の例

- 榛名山や榛名神社に関する学習支援



榛名山

相互に結びついた歴史文化資産の多面的な価値・魅力を明らかにし、高めることで、市内外の人に文化財の価値をより深く伝え、理解してもらえるようになります。

【関連文化財群 2】

地域で守る世界の記憶 —三家の絆と多胡の郡家—

関連文化財群 2 の課題

- ①佐野三家と山上碑・金井沢碑、多胡郡と多胡碑など、地域と石碑や地域どうしの関連性などをよりわかりやすく周知して、上野三碑と地域の一体的な活用を進める必要がある。
- ②上野三碑などに関する地域での取組を今後も継続させて、その魅力を伝えていく必要がある。

関連文化財群 2 の方針

- ①上野三碑とそれを有する地域の一体的な活用を推進する。
- ②地域が守ってきた「世界の記憶」の魅力を、より広い世代に広め継承していく。

関連文化財群 2 の措置の例

関 2-5 関連文化財群 2 に関連する企画展の開催
多胡碑記念館等で、関連文化財群 2 に関する企画展の開催を推進する。

- 取組体制：行政（文）
- 実施期間：R9～12

関 2-6 ボランティア活動の意義や成果の周知
山上碑・金井沢碑を愛する会、上野三碑をつなぐ会、上野三碑ボランティア会などの活動の意義や成果を、市民や来訪者に周知する。

- 取組体制：行政（文）、団体、市民
- 実施期間：R6～15

主な歴史文化資産の分布図



【関連文化財群 8】

世代をつなぐ祈りの歴史 —榛名山・雨乞いと豊穡の喜び—

関連文化財群 8 の課題

- ①榛名山信仰に関わる歴史文化資産の保存・管理には、不十分な面ある。
- ②景観資源や噴火の被害を受けた遺跡、伝承や榛名山信仰に関する歴史文化資産の調査研究や、それらを様々な事業と関連づけた活用をより一層進める必要がある。

関連文化財群 8 の方針

- ①災害や老朽化等に迅速に対応し、榛名山信仰に関わる歴史文化資産を適切に保存・管理する。
- ②各地域にある榛名山関連の歴史文化資産の、包括的な活用につながる取組を行う。

関連文化財群 8 の措置の例

関 8-3 榛名神社関連の遺跡や遺構の保存
榛名神社に関連する遺跡や遺構などの保存を推進する。

- 取組体制：行政（文）、行政（関）、団体、市民
- 実施期間：R6～15

関 8-4 榛名山や榛名神社に関する学習支援
榛名歴史民俗資料館などと連携し、榛名山や榛名神社についての出前授業の実施の促進や情報提供を行う。

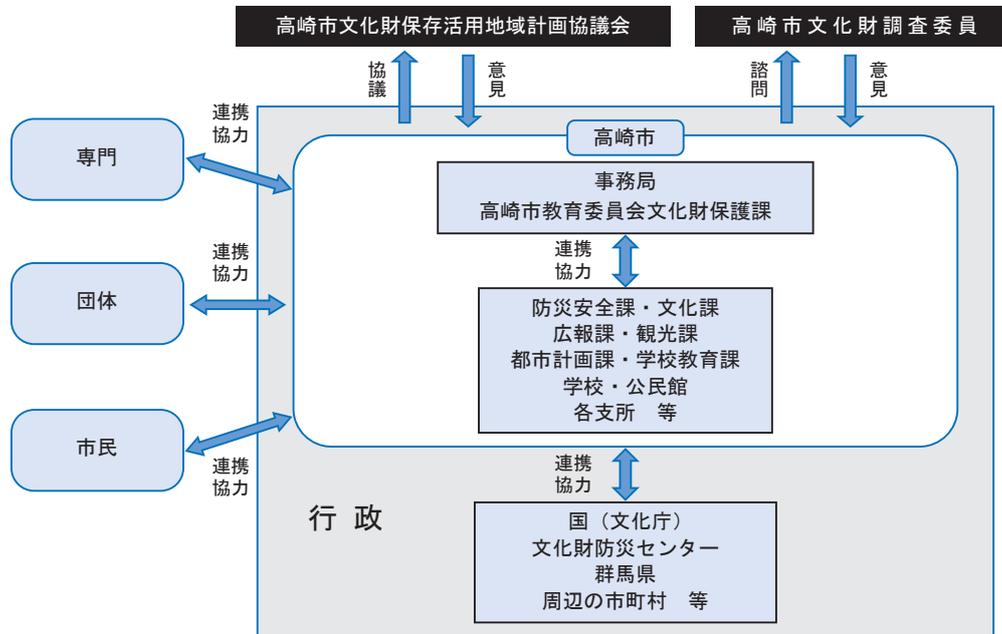
- 取組体制：行政（文）、行政（関）
- 実施期間：R6～15

主な歴史文化資産の分布図



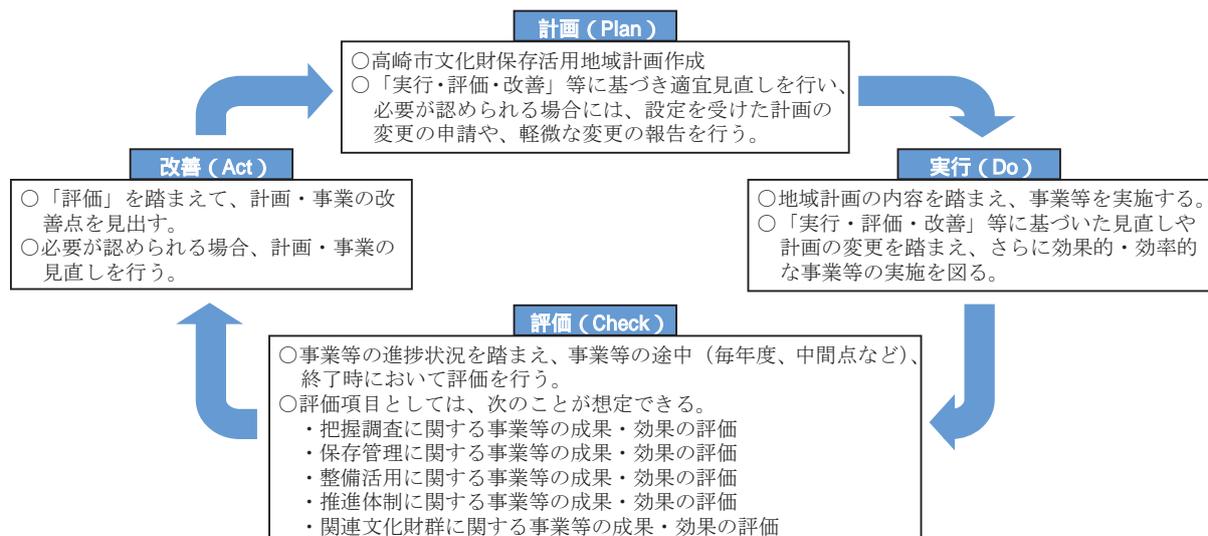
高崎市の推進体制

地域計画は、文化財保護課を中心とし、市の関係各課との連携を図りながら事業を推進することを基本とします。
また、行政関係機関のみならず高崎市文化財調査委員、高崎市文化財保存活用地域計画協議会、文化財の所有者や管理者、教育機関、地域住民、地域団体、観光事業者、大学などの専門機関や専門家との連携が不可欠であり、国の文化財防災センターや群馬県文化財防災ネットワーク連携協議会等との連携を密にして、災害対策や災害発生時の対応などの情報共有を行っていく必要もあります。



計画の進捗管理と評価

地域計画の事業を計画的に実施し、効果を発揮させるには、進捗管理を的確に行う必要があります。進捗の過程においては、PDCAサイクル（計画・実施・評価・改善）の考え方のもとに、優先順位や目標を整理して計画的に事業を実施し、中間点や終了時点などで達成状況、課題などの把握・評価を行い、その成果を当該事業の改善及び他の事業への反映に繋げる必要があります。



高崎市文化財保存活用地域計画【概要版】

発行年月： 令和7年1月
編集・発行： 高崎市教育委員会
群馬県高崎市高松町35番地1



令和6年度
文化庁文化芸術振興費補助金
(地域文化財総合活用推進事業)

地域計画本編についてはこちら

